

「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」等の一部改正について（案）

2025年3月18日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会が2015年11月2日より開始した「社債の取引情報の発表制度」（以下「発表制度」という。）においては、社債の流動性に与える影響等について定期的に検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行うこととしている。

現行の発表制度においては、銘柄格付がA A格相当以上である社債及びA格相当（A マイナス相当を除く。）かつ発行額が500億円以上である社債（劣後特約付きのもの及び残存年数が20年以上のものを除く。）の取引を発表対象としているが、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」において検討を行った結果、一層の社債市場の透明性及び投資家の利便性向上の観点から、発表対象銘柄の範囲を拡大することについて合意を得たことから、「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」等の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

発表対象となるA格相当の社債の範囲に、新たに格付がA マイナス相当であるものを加え、発行額の要件を現行の500億円以上から300億円以上に引き下げる。

（「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」第7条第1項第1号口、「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」（ガイドライン）2.（1）及び7.）

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和7年11月17日から施行し、同日付けの発表から適用する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

2025年3月18日（火）から2025年4月16日（水）17:00まで（必着）

② 提出方法：

郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

日本証券業協会 公社債・金融商品部 宛

本協会 Web サイト経由の場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=16>

(2) 意見の記入要領

件名を「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入の上、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問合せ先：

日本証券業協会 公社債・金融商品部（TEL 03-6665-6771）

以 上

『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則の一部改正について（案）

2025年3月18日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（社債の取引情報の発表）</p> <p>第7条 規則第11条の3の規定による社債の取引情報の発表は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 発表対象の社債</p> <p>発表対象の社債は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、本協会が別に定めるところに従い発表停止の措置を講じた社債を除く。</p> <p>イ （ 現行どおり ）</p> <p>ロ 当該社債の銘柄格付がA格相当で、発行額が<u>300億円以上</u>であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が20年以上のものを除く。）</p> <p>2～4 （ 現行どおり ）</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>（社債の取引情報の発表）</p> <p>第7条 規則第11条の3の規定による社債の取引情報の発表は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 発表対象の社債</p> <p>発表対象の社債は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、本協会が別に定めるところに従い発表停止の措置を講じた社債を除く。</p> <p>イ （ 省 略 ）</p> <p>ロ 当該社債の銘柄格付がA格相当（Aマイナス相当を除く。）で、発行額が<u>500億円以上</u>であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が20年以上のものを除く。）</p> <p>2～4 （ 省 略 ）</p> <p>2 （ 省 略 ）</p>

改正案	現行
この改正は、令和7年11月17日から施行し、同日付けの発表から適用する。	

「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の一部改正について（案）

2025年3月18日
（下線部分変更）

改正案	現行
<p>2. 発表対象の社債及び取引</p> <p>発表対象の社債及び取引は、規則第11条の2に基づき会員から報告を受けた社債の取引のうち、次に定めるものとする。</p> <p>(1) 発表対象の社債</p> <p>発表対象の社債は、次のいずれかに該当する（以下「発表基準」という。）ものとする。ただし、「8. 発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置を講じた社債を除く。</p> <p>① （現行どおり）</p> <p>② 当該社債の銘柄格付が<u>A格相当</u>で、発行額が<u>300億円以上</u>であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が20年以上のものを除く。）</p> <p>（注1）、（注2）（現行どおり）</p> <p>（注3）「<u>A格相当</u>」とは、<u>A格相当の銘柄格付を</u> <u>一以上取得していることをいう。</u></p>	<p>2. 発表対象の社債及び取引</p> <p>発表対象の社債及び取引は、規則第11条の2に基づき会員から報告を受けた社債の取引のうち、次に定めるものとする。</p> <p>(1) 発表対象の社債</p> <p>発表対象の社債は、次のいずれかに該当する（以下「発表基準」という。）ものとする。ただし、「8. 発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置を講じた社債を除く。</p> <p>① （省略）</p> <p>② 当該社債の銘柄格付が<u>A格相当（Aマイナス相当を除く。）</u>で、発行額が<u>500億円以上</u>であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が20年以上のものを除く。）</p> <p>（注1）、（注2）（省略）</p> <p>（注3）「<u>A格相当（Aマイナス相当を除く。）</u>」とは、<u>信用格付業者から取得した格付のうち</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="206 453 613 491">7. 発表対象銘柄の更新</p> <p data-bbox="241 504 1104 643">発表対象銘柄の更新は日次で行い、毎営業日、当日の発表対象銘柄の一覧を本協会ホームページにより発表する。</p> <p data-bbox="259 655 869 694">(注1)～(注3) (現行どおり)</p> <p data-bbox="259 707 1104 1150">(注4) 発表対象銘柄に該当しない銘柄（銘柄格付がA格相当かつ発行額が <u>300 億円以上</u>で、劣後特約付きでないもの）が残存年数20年未満となったことにより発表基準に該当する場合、残存年数が20年未満となった日の2営業日後の日（残存年数が20年未満となった日の翌営業日に報告された取引）から発表対象銘柄に追加（取引情報の発表を開始）する。</p> <p data-bbox="557 1217 748 1256" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="201 1268 1104 1356">この改正は、令和7年11月17日から施行し、同日付けの発表から適用する。</p>	<p data-bbox="1317 248 2040 387"><u>最も高い格付が「Aプラス」、「A1」、「Aフラット」又は「A2」のいずれかであることをいう。</u></p> <p data-bbox="1137 453 1545 491">7. 発表対象銘柄の更新</p> <p data-bbox="1173 504 2036 643">発表対象銘柄の更新は日次で行い、毎営業日、当日の発表対象銘柄の一覧を本協会ホームページにより発表する。</p> <p data-bbox="1191 655 1800 694">(注1)～(注3) (省 略)</p> <p data-bbox="1191 707 2040 1150">(注4) 発表対象銘柄に該当しない銘柄（銘柄格付がA格相当（Aマイナス相当を除く。）かつ発行額が <u>500 億円以上</u>で、劣後特約付きでないもの）が残存年数20年未満となったことにより発表基準に該当する場合、残存年数が20年未満となった日の2営業日後の日（残存年数が20年未満となった日の翌営業日に報告された取引）から発表対象銘柄に追加（取引情報の発表を開始）する。</p>